

は し が き

民事訴訟法の分野で判例百選が最初に編まれたのは、昭和40年（1965年）である。次いで、昭和47年（1972年）に続百選、昭和57年（1982年）に第2版、平成4年（1992年）に百選Ⅰ・Ⅱ、平成15年（2003年）に第3版が刊行された。今回の第4版の編集方針も従来とそれほど異なるわけではない。しかし、強いて言えば、以下の3点に多少の特色を見いだすことができるであろう。

第1に、判例の数をさらに精選した。第3版に収録した判例が124件であったのに対し、第4版は117件である。アペンディクスに収録した判例も第3版では54件であったが、第4版では43件である。精選の関係で、国際民事訴訟に関する判例は割愛し、国際私法判例百選に譲ることとした。

第2に、第3版ではどちらかと言えば最新判決を収録するという方針で臨んだが、今回の第4版ではリーディング・ケースを意識的に選ぶこととした。最新判決は、解説の中で言及される。教師として授業で判例を使う場合、最新判決よりもリーディング・ケースで論ずる方が有効ではないか。判例展開、学説転換の素となった判例を何度も繰り返し熟読することが、急がば回れではないが、学習者にとっても研究者・実務家にとっても、想像以上に有益ではないかと考えたからである。関連して、遺言執行者の地位とか文書提出命令とかのように判例の流れが単純でないもの、リーディング・ケースが単一でないものは、2頁では紙数が足りず4頁として編集した。全体で6件ある。

第3に、法学部・法科大学院での学習を念頭に置いたことと精選の方針とから、訴訟額の算定、期日の延期のように実務上は重要である判例も、敢えて掲載を見合わせアペンディクスに振り替えた。執筆者も、大学に籍を置く研究者に依頼した。

* * *

民事訴訟法の領域における判例の位置付けには変遷がある。昭和30年代までは、判例を組み込んだ体系書はそれほど多いわけではなく、任意訴訟の禁止の要請等が強く意識され、(少なくとも大学では)法規と学説が重視され判例は脇役であった。その後も、手続安定の要請とか画一的処理の要請とかの訴訟法的特色から、手続は事前にきちんと定められていること自体が価値であるという思考（この思考そのものは妥当であるが）が法律家を強く支配し、判例脇役が続いたと言ってよい。個別事件の解決を志向する判例を高く評価すること、個別事件で実務・理論が創意工夫をこらすことには消極的、否定的な雰囲気があったのである（初版、続百選のはしがき参照）。しかし、昭和50年代頃からは、公害紛争など我が国独特の訴訟発生も契機となり、我が国の

法律環境、司法風土の中から解決策を見いだしてゆくべきだという考え方が生じ、判例の位置付けも向上していったと見てよいのではなかろうか。しかも、平成8年民事訴訟法（現行法）を生み出したものは、意欲ある実務家による先行的実験であり、条文・慣行に過度にとらわれない思考空間が民事訴訟法の領域でも現実のものとなったのである。一部請求でも請求棄却であれば残部請求は遮断されるとか、共同提訴を拒む共有者を被告に回してよいかの近時の判例の柔軟な姿勢は、往時の研究者・実務家には隔世の感を与えるであろう。21世紀の民事訴訟法・判例は、確かに変わったのである。

他面、現在の学生の一部には、判例を「正解」と同視し、判例を覚えることで学習を終わりとする傾向が見られるようになった。判例を梃子として、さらにその先の理論、実務を考えるという姿勢を欠くに至っているのである。また、新機軸の判例も、その先駆精神は多とするものの、理論面でよく練られているか不安を感じさせるものも皆無ではなさそうである。さらに、続百選、第2版のはしがきで新堂幸司教授が書かれたように、民事訴訟法の領域では、重要な事項のすべてが判例となるわけではない。そもそも、判例は事件処理の最終段階で回顧的に考察される評価規範が中心であり、これから手続を進めるに当たっての行為規範は判例となりにくい。また、事柄の性質上、争点証拠整理、陳述書、当事者照会等々は、判例に上がってくるのがまずないと言ってよい。こう考えてみると、一部に見られる判例至上主義には、やはり限界があり反省されるべき面がある。

そのような留保と自戒の念を持ちつつ、しかし精選した第4版を世に問いたいというのが編者と出版社の想いである。協力していただいた執筆者の方々、特にアペンドイクスという縁の下の作業に従事して下さった若手の研究者の方々に深く感謝する。

平成22年（2010年）立秋の候

高橋宏志
高田裕成
畑 瑞穂